

# 地域生活支援拠点等整備について

平成 2 9 年 2 月 1 7 日

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部

障がい保健福祉課

# 地域生活支援拠点等の整備の考え方

|                    |              |                                                          | 27年度                                                                                                                                              | 28年度 | 29年度 | 30年度                                                                                                                                                  | 31年度 | 32年度 |
|--------------------|--------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 国<br>(障害福祉計画の基本方針) |              |                                                          | ◆第4次障害福祉計画の基本方針<br><br><b>29年度末までに</b><br>各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備 |      |      | ◆第5次障害福祉計画の基本方針(案)<br><br><b>32年度末までに</b><br>各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備 |      |      |
|                    |              |                                                          | ◆障がい福祉計画(第4期)<br><br><b>29年度末までに1箇所を整備</b>                      |      |      | ◆障がい福祉計画(第5期) → 次年度策定作業<br><br>※国の基本方針に合わせるならば32年度末。               |      |      |
| 熊本市                | 地域生活支援拠点等の整備 | ・相談支援機能                                                  | ■委託(障がい者相談支援センター)<br><br>※市内に9箇所設置(3年契約)                        |      |      | ■委託(基幹型相談支援センター)<br><br>※設置数及び契約年数は検討中。                            |      |      |
|                    |              | ・地域の体制づくり<br>・緊急時の受入対応<br>・体験の機会、場の確保<br>・専門性の確保<br>・その他 | ■拠点に必要な機能の検討<br><br>※相談支援機能の充実に合わせて検討を進めていく。                  |      |      |                                                                                                                                                       |      |      |

# 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

## 地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

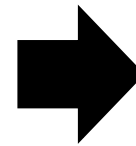
## 成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは現行の成果目標を維持することとしてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
  - 基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。
    - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
    - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
    - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
  - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出。
  - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集の作成、周知。

【成果目標(案)】平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

# 基幹相談支援センター設置に向けた検討状況

① 地域の体制づくりを担う機関として  
基幹相談支援センターを位置づける。



地域の体制づくり、コーディネートを担う

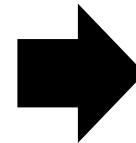
地域支援員(仮)の配置が必要

※相談支援専門員には限定しない

② 計画相談を全く持たないとした場合、  
委託相談支援事業所が現在保有する  
ケースの指定特定相談支援事業所への  
振り分けは困難である。

③ 指定特定相談支援事業所では対応が  
困難なケースがあるため、委託相談支援  
事業所でも計画相談を持てる体制がよい。

④ 計画相談を保有することで、相談員の  
スキルの維持・向上につながり、  
指定特定相談支援事業所の後方支援が  
可能になる。



引き続き計画相談を保有で  
きるものとする。

ただし、件数制限が必要。

※無制限または保有しない  
場合は業務や運営に影響  
が生じる。

<現在の委託の状況>

【人 員 体 制】 機能強化員1名、相談員2名

【計画相談件数】 相談員のみ保有可能(無制限) ※震災前までは20件制限(H28年度末までに対応)

<検討内容>

| パターン |                         | 人数 | 機能強化員 | 相談員 | 地域支援員 | 委託料     | 基幹業務への対応(新規) | 委託業務への対応(既存) | 計画相談の特定への振り分け | 困難事例の計画相談の保有   | 委託と特定などの線引き | 計画相談による収入     |
|------|-------------------------|----|-------|-----|-------|---------|--------------|--------------|---------------|----------------|-------------|---------------|
| A    | 現体制を継続<br>計画相談の件数制限なし   | 3  | ○     | ◎   |       | 同額      | 困難           | 停滞           | 不要            | 持てる            | あいまい        | あり            |
| B    | 現体制を継続<br>計画相談を一切持たない   | 3  | ○     | ◎   |       | 基幹業務分増額 | 可能           | 可能           | 困難            | 持たない           | 明確          | なし<br>※運営を圧迫  |
| C    | 地域支援員を補充<br>計画相談の件数制限あり | 4  | ○     | ◎   | ○     | 増額      | 充実           | 可能           | 必要            | 持てる<br>※数に制限あり | やや<br>あいまい  | 今よりも<br>収入減   |
| D    | Cから相談員を1名減              | 3  | ○     | ○   | ○     | 基幹業務分増額 | 充実           | 可能           | 必要            | 持てる<br>※数に制限あり | やや<br>あいまい  | Cからさらに<br>収入減 |
| E    | 地域支援員を補充<br>計画相談を一切持たない | 4  | ○     | ◎   | ○     | 増額      | 最も充実         | 最も充実         | 困難            | 持たない           | 明確          | なし<br>※運営を圧迫  |
| F    | Eから相談員を1名減              | 3  | ○     | ○   | ○     | 基幹業務分増額 | 充実           | 可能           | 困難            | 持たない           | 明確          | なし<br>※運営を圧迫  |

⇒ 地域支援員を配置し、計画相談の件数制限があるCまたはDが望ましいと考える。

# 基幹相談支援センター設置に向けたスケジュール(案)

|      |     | 内 容                        |
|------|-----|----------------------------|
| 29年度 | 4月  |                            |
|      | 5月  | 障がい者自立支援協議会での説明 ※最終案の提示    |
|      | 6月  |                            |
|      | 7月  | 障がい者施策推進協議会での説明            |
|      | 8月  |                            |
|      | 9月  | 議会(補正予算要求)                 |
|      | 10月 | 公募                         |
|      | 11月 |                            |
|      | 12月 | ヒアリング／選定委員会(審査)／受託候補者決定    |
|      | 1月  | 準備期間 ※必要に応じて事業所内の整備・改築等を実施 |
|      | 2月  |                            |
|      | 3月  | 契約締結                       |
| 30年度 | 4月  | 委託業務開始                     |



# 参 考 資 料

(平成28年度第2回本会議資料)

# 1、事業の目的

## 【課題】

- ・障がい者及び障がい児の、入所施設や病院からの地域移行の推進
- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」への不安の解消
- ・医療的ケア、重症心身障害・強度行動障害など専門的な対応を必要とする者への支援
- ・夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制の整備



## 『地域生活支援拠点等の整備』

地域資源の有機的な連携等によって、障がい児者の地域生活に必要な支援体制を整備する。

## 2、熊本市障がい福祉計画（第4期）での位置づけ

国の基本指針に基づき、本市でも平成29年度中に  
1箇所を整備すると目標設定

整備スケジュール（案）

| 自立支援協議会  | 検討内容                |
|----------|---------------------|
| 平成28年11月 | 整備方針の提案             |
| 平成29年2月  | 整備手法（素案）の提示         |
| 平成29年5月  | 拠点を担う事業所及び付加する機能の検討 |
| 平成29年8月  | 最終案の提示              |
| 平成30年4月  | 運営開始                |

### 3、地域生活支援拠点等の整備概要①

#### ◆整備類型(例)

##### (1) 多機能拠点型

グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約する。

【運営主体】施設等を運営する法人等

##### (2) 面的整備型

建物としての拠点は置かず、既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する。

【運営主体】中心的機能を有する施設等を運営する法人等もしくは関係施設等を運営する複数の法人等

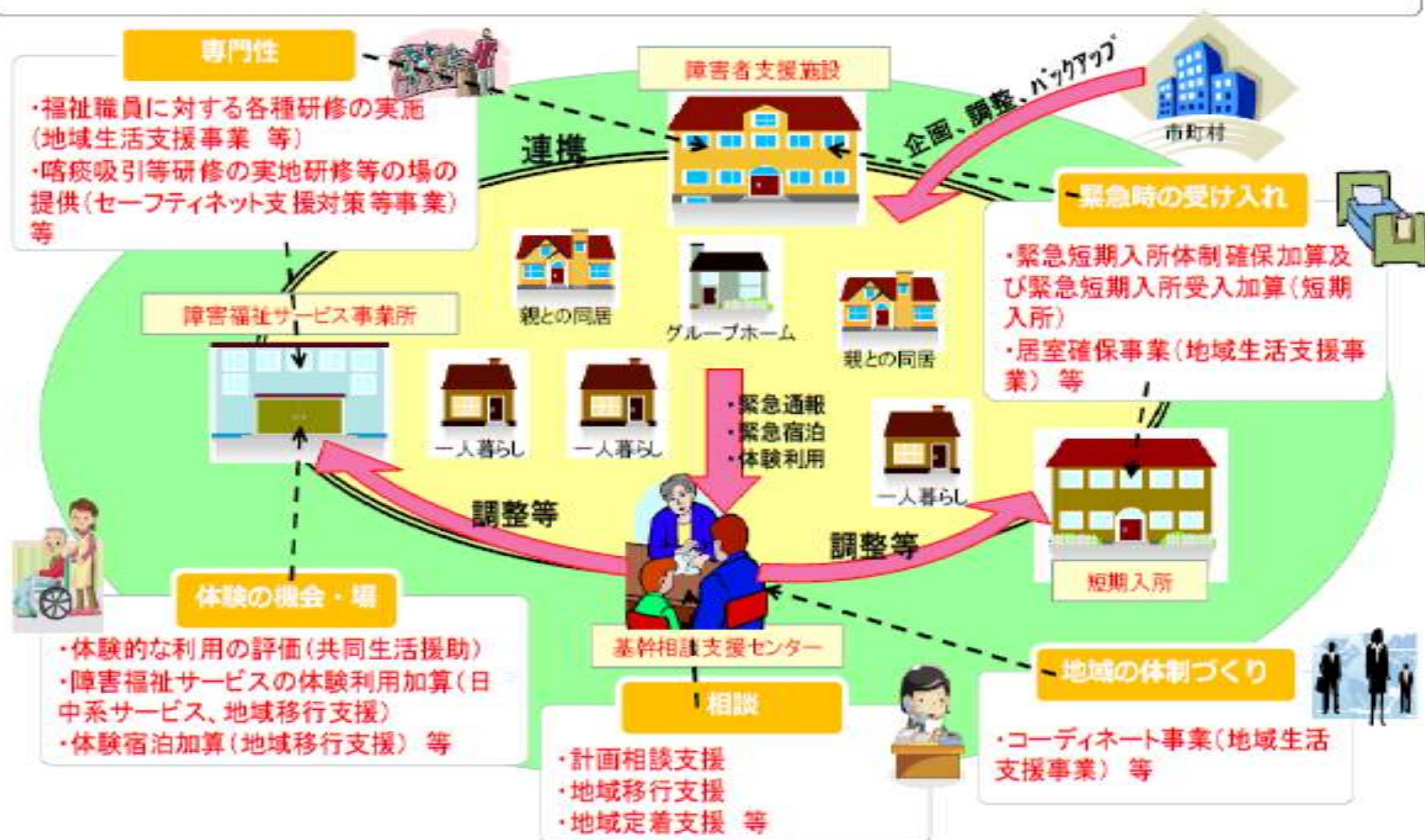
# 地域生活支援拠点等の整備例①(多機能拠点整備型)

パターン①: 居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



## 地域生活支援拠点等の整備例②(面的整備型)

パターン②: 地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



### 3、地域生活支援拠点等の整備概要②

#### ◆拠点等に必要と考えられる機能(例)

各地域でどのような機能が必要か検討し、その機能を有することで足りる。複数の拠点等を整備する場合、拠点等ごとに有する機能が異なっても問題ない。

| 必要な機能       | 機能を満たすためのサービスの考え方(例)                                                                  |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ①緊急時の受入れ・対応 | 短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡体制が確保されていること。原則として365日対応であること。常時、グループホームやアパートなどの空き部屋が確保されていること。 |
| ②相談支援機能     | コーディネーターや支援員などにより、24時間支援体制が確保されていること。地域移行、地域定着を中心とした相談支援を行う体制が確保されていること。              |
| ③体験の機会・場の確保 | 体験型入所を行うグループホームや自立した生活に向け訓練する場が確保されていること。                                             |
| ④専門性の確保     | 福祉職員に対する各種研修が実施されていること。強度行動障がいや医療的ケアが必要な者等への対応が可能な事業所が確保されていること。                      |
| ⑤地域の体制づくり   | コーディネーターが配置されていること。サービス利用調整を行う職員が配置されていること。                                           |
| ⑥その他        | 定期的に協議会等で圏域内の課題や状況等を情報共有していること。                                                       |

### 3、地域生活支援拠点等の整備概要③

#### ◆整備の指定（認定）

自立支援協議会もしくは市町村において、整備に係る共通認識が図られることにより、整備が完了したものとみなす。国や県への報告は不要。

#### ◆整備後の運営

拠点等を運営することに対し、新たな報酬が得られるものではない。各施設等が提供した障害福祉サービスに支払われる介護給付費等により、社会福祉法人等が運営を行う。

#### 〈関連する報酬改定〉

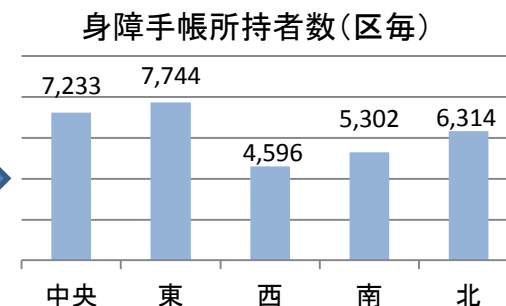
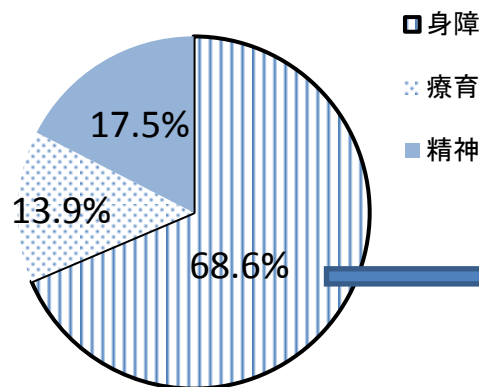
- ①緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し
- ②体験に関する報酬の見直し
- ③計画相談支援における「特定事業所加算」の新設

## 4、本市の障がい者の状況(平成27年度末)

### ●障害者手帳所持者数 45,446人

(内訳)

|      |         |
|------|---------|
| 身障手帳 | 31,189人 |
| 療育手帳 | 6,329人  |
| 精神手帳 | 7,928人  |



熊本市内の障害者手帳所持者数は、いずれの障がいにおいても年々増加傾向にある。特に身体障害者手帳所持者の7割以上が65歳以上となっており、手帳所持者の高齢化が顕著に現れている。

### ●指定難病医療受給者証所持者数 6,005人

## 5、本市の社会資源の状況

| 熊本市障がい者相談支援センター（委託） |             | 9カ所       | 中央区  | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 |
|---------------------|-------------|-----------|------|----|----|----|----|
|                     |             |           | 2    | 2  | 1  | 2  | 2  |
| サービス種別等             |             | H28.10.31 | (内訳) |    |    |    |    |
|                     |             | 事業所・施設数   | 中央区  | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 |
| 訪問系サービス             | 居宅介護・重度訪問介護 | 84        | 23   | 19 | 11 | 17 | 14 |
|                     | 同行援護        | 37        | 10   | 7  | 6  | 7  | 7  |
|                     | 行動援護        | 2         | 0    | 1  | 0  | 1  | 0  |
| 日中活動系サービス           | 生活介護        | 24        | 1    | 8  | 4  | 9  | 2  |
|                     | 自立訓練（機能訓練）  | 2         | 0    | 0  | 0  | 2  | 0  |
|                     | 自立訓練（生活訓練）  | 6         | 2    | 1  | 2  | 1  | 0  |
|                     | 就労移行支援      | 18        | 8    | 3  | 2  | 4  | 1  |
|                     | 就労継続支援A型    | 47        | 14   | 7  | 11 | 8  | 7  |
|                     | 就労継続支援B型    | 44        | 13   | 6  | 11 | 9  | 5  |
|                     | 療養介護        | 1         | 0    | 1  | 0  | 0  | 0  |
| 居住系・入所系サービス         | 共同生活援助      | 47        | 10   | 10 | 11 | 10 | 6  |
|                     | 施設入所支援      | 14        | 0    | 5  | 4  | 2  | 3  |
|                     | 短期入所        | 20        | 0    | 8  | 4  | 4  | 4  |
| 障害児通所サービス           | 児童発達支援      | 31        | 9    | 8  | 3  | 5  | 6  |
|                     | 放課後等デイサービス  | 67        | 17   | 17 | 10 | 9  | 14 |
|                     | 保育所等訪問支援    | 4         | 1    | 1  | 0  | 1  | 1  |
| 障害児入所サービス           | 福祉型障害児入所施設  | 3         | 0    | 2  | 0  | 0  | 1  |
|                     | 医療型障害児入所施設  | 1         | 0    | 1  | 0  | 0  | 0  |
| 相談支援                | 一般相談支援      | 23        | 6    | 3  | 4  | 5  | 5  |
|                     | 特定相談支援      | 45        | 9    | 10 | 8  | 11 | 7  |
|                     | 障害児相談支援     | 38        | 8    | 9  | 6  | 8  | 7  |

## その他の社会資源（関係機関）

### <行政機関>

- ・区役所、保健師
- ・障がい保健福祉課
- ・子ども発達支援センター
- ・児童相談所
- ・障がい者福祉相談所
- ・こころの健康センター
- ・ハローワーク
- ・障害者職業センター
- ・障がい者虐待防止センター

ほか

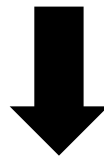
### <専門機関・その他>

- ・発達障がい者支援センターみなわ
- ・医療機関
- ・障がい者相談員
- ・ささえりあ（地域包括支援センター）
- ・くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」
- ・学校、幼稚園、保育園
- ・熊本県地域定着支援センター
- ・民生委員、児童委員
- ・地域団体

ほか

## 5、本市における整備方針(案)

- \* 委託相談支援事業所が各区に配置され、地域の障がい児者の相談支援体制の中核を担っている。
- \* 各区において障がい福祉ネットワーク会議等を開催し、関係機関の連携強化、困難ケースへの対応、地域課題の抽出等が行われている。
- \* 本市には多くのサービス事業所が存在。



熊本市障がい者相談支援センターを核とし、既存のサービス事業所や関係機関との連携により、地域における居住支援に求められる5つの機能を担う「面的整備」を行う。

## 6、本市における整備イメージ

平成30年度からの委託相談支援事業所の公募を期に機能の充実を図り、区毎に1箇所(5箇所)ないし現在の9箇所を基幹相談支援センターとして新たに位置付け、地域生活支援拠点の中核としての役割を十分に担える体制を目指す。

### ＜機能強化内容 概要＞

#### ①地域生活支援拠点におけるコーディネートを行う人材を配置

新たに「(仮称)地域生活支援員」を配置し、地域の体制づくり、コーディネートを担う。

#### ②人材育成機能を強化

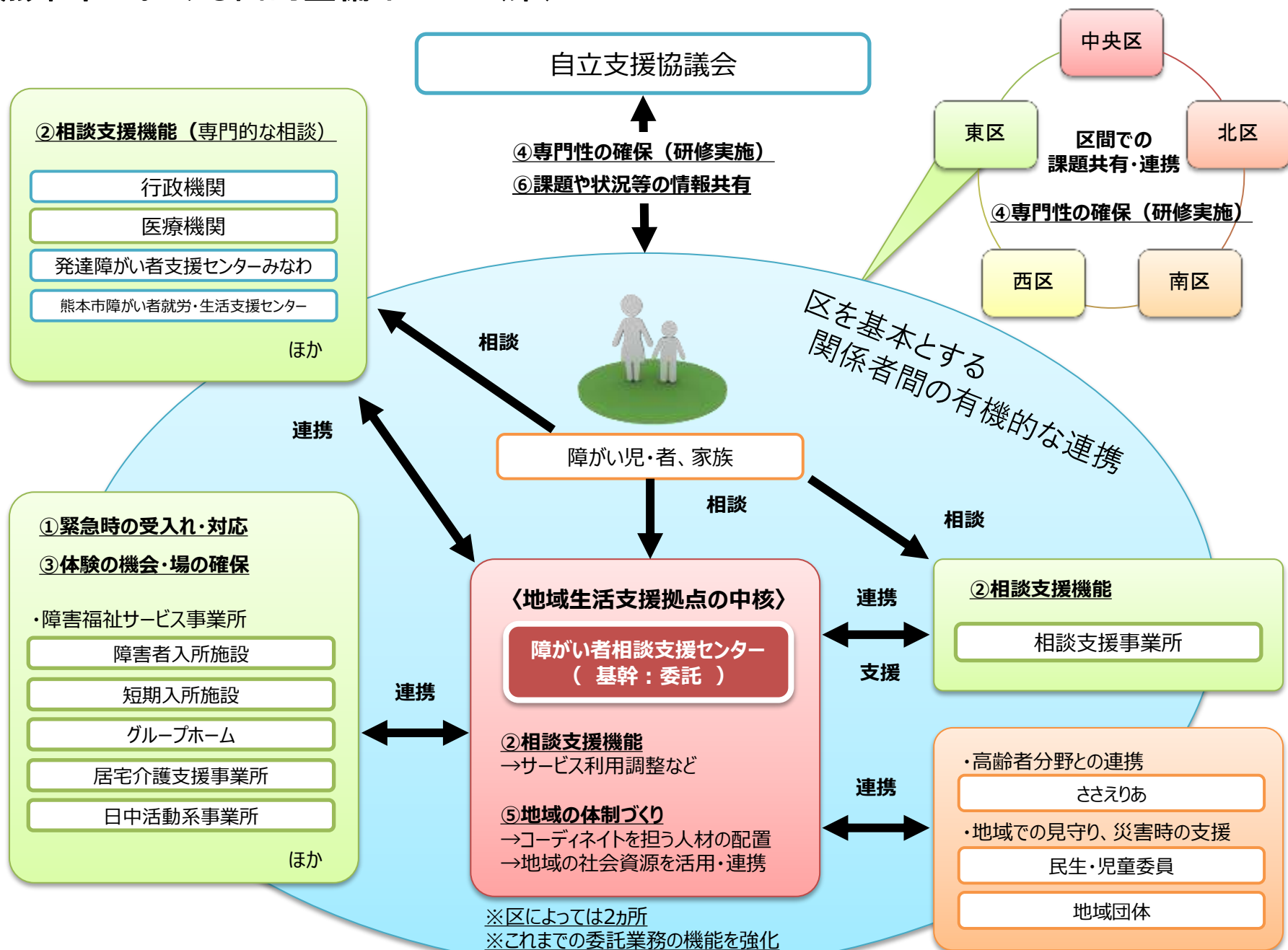
指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の研修実施等により、市内の計画相談支援の質の底上げを図る。(スーパーバイズ、個別支援評価、OJTの活用等)

#### ③地域の関係機関の連携強化に向けた取り組みの充実

現在開催している各区障がい福祉ネットワーク会議をより発展させ、地域の関係者が連携し、協働して障がい者を支える仕組みを作る。

等

# 熊本市における面的整備イメージ(案)



# 7、協議いただく際のポイント

## 1 協議会等の活用

- 協議会等を十分に活用し、どのような支援の拠点等を整備するかの方針を検討することが重要です。

### 【ポイント】

- (1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。
- (2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。
- (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

### 【必要な視点】

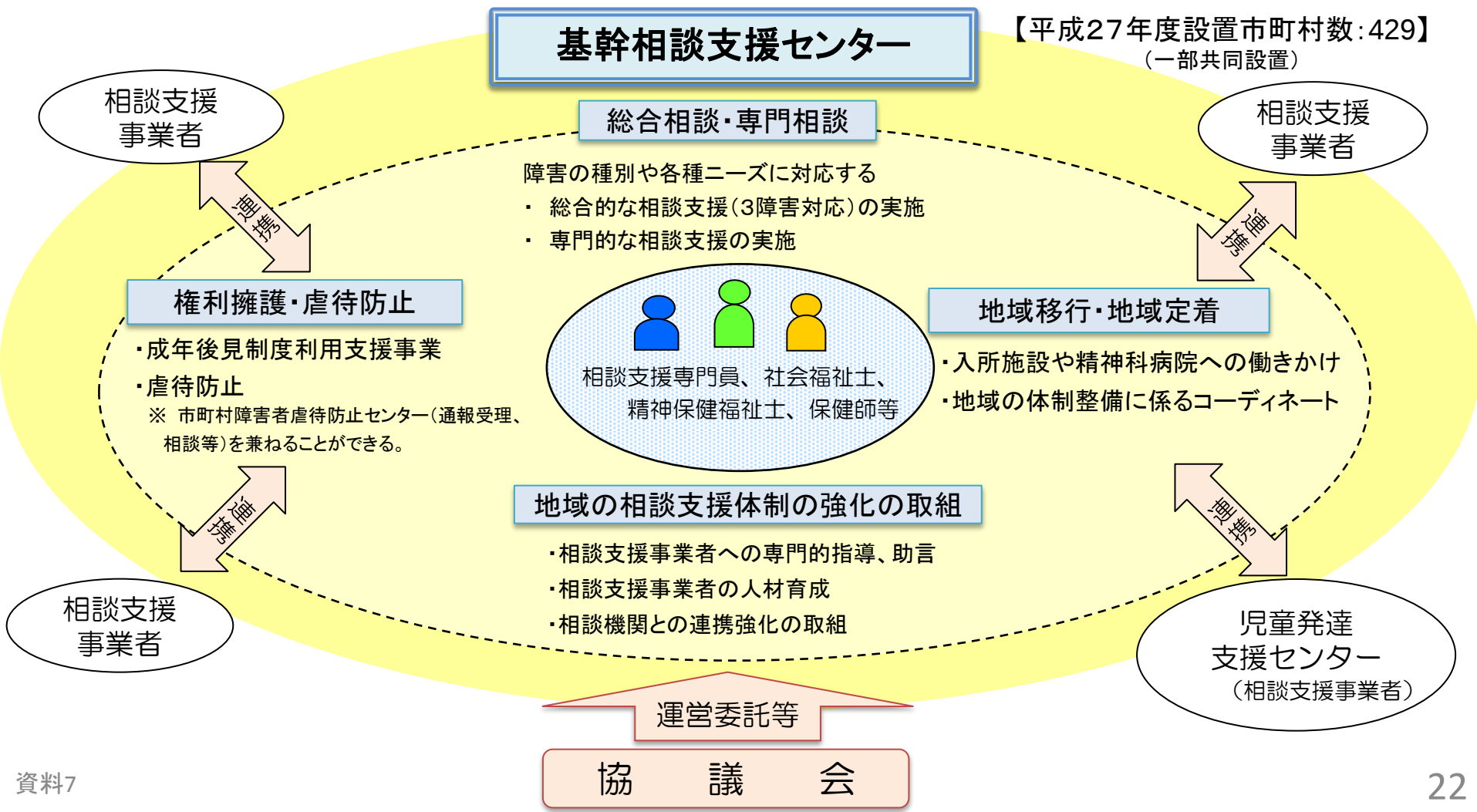
- 地域生活支援拠点等が担う必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

# (資料) 基幹相談支援センターの役割のイメージ(厚生労働省資料)

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



## 「基幹相談支援センターの設置経緯について」報告書48P図抜粋

基幹相談支援センターとして  
十分機能していない

原因

基幹相談支援センターのイメージが出来上がっていないとの認識

現状(結果として起こっていること)

- ・ 設置の仕方では、専従職員が配置されていない率が高い
- ・ 相談支援事業所と併設。業務の分離ができない。
- ・ 困難事例の総合相談に対応できていない。
- ・ 協議会との連携がうまくいっていない。
- ・ 利用計画の評価をしている割合が少ない。
- ・ 地域移行に関する専門機関のネットワーク作りをしている事業所が少ない。
- ・ 権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施できていない。
- ・ 日曜日の窓口を休みにしているところが多い。

行政主導で設置・安易に設置

基幹相談支援センターとして  
十分機能している

原因

基幹相談支援センターのイメージが出来上がり、実施しているとの認識

現状(結果として起こっていること)

- ・ 設置の仕方では、専従職員が配置されている率が高い。
- ・ 基幹相談支援センターとしての業務の内容を実施。
- ・ 困難事例の総合相談に対応している。
- ・ 協議会との連携がうまくいっている。
- ・ 利用計画の評価をしている割合が多い。
- ・ 地域移行に関する専門機関のネットワーク作りをしている事業所が多い。
- ・ 権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施している。
- ・ 日曜日の相談窓口を開いているところが多い。

協議会で検討して設置等

# 重層的な相談支援体制

## <第3層>

### c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

## <第2層>

### b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

## <第1層>

### a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- ・サービス利用支援・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業